

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東京二十三区清掃一部事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.2%
全職員	85.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	93.9%
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.4%
31～35年	112.2%
26～30年	117.0%
21～25年	80.4%
16～20年	78.5%
11～15年	88.8%
6～10年	85.6%
1～5年	95.1%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員について】

- ・扶養手当、住居手当の受給者に占める男性の割合が高いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向がある。
※扶養手当 男性：98.3%、女性：1.7% 住居手当 男性：90.3%、女性：9.7%
- ・工場等に勤務している技術系及び技能系職員に支給される特殊勤務手当の受給者に占める男性の割合が高いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向がある。
※特殊勤務手当 男性：98.3%、女性：1.7%
- ・勤務年数6～10年、11～15年、16～20年、21～25年の職員については、扶養手当、住居手当の受給者に占める男性の割合が高いため、相対的に男性の給与額が高くなっている。
- ・勤務年数26～30年、31～35年の職員については、本庁課長相当職以上の役職段階の職員の占める割合が女性職員は20%、男性職員は6%であるため、相対的に女性の給与額が高くなっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員について】

- ・再任用職員、会計年度任用職員を指しているが、うち短時間勤務職員及びパートタイム勤務職員の職員数については、一週間あたりの勤務時間を任期の定めのない常勤職員の勤務時間（38時間45分）で除した人数を用いている。
- ・区分毎の差異については、再任用職員97.5%、会計年度任用職員87.3%である。会計年度任用職員については、勤務地や業務内容の都合上、特殊勤務手当の受給者に占める男性の割合が高いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向がある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。